

○市長が保有する個人情報の保護等に関する規則

平成14年1月18日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、東久留米市個人情報保護条例（平成17年東久留米市条例第2号。以下「条例」という。）第45条の規定により、東久留米市長（以下「市長」という。）が保有する個人情報の保護その他条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報開示請求書の提出)

第2条 条例第14条第1項の規定に基づき開示請求をしようとする者は、個人情報開示請求書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(個人情報開示請求者の確認)

第3条 条例第14条第2項及び第16条第1項に規定する書類は、次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をしようとする者の氏名及び住所が記載されているもの並びに戸籍謄本その他請求資格を有することを証明する書類（法定代理人（特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）による請求の場合に限る。）とする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) 健康保険の被保険者証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める書類

(個人情報開示決定通知書等)

第4条 条例第15条第2項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、同表右欄に掲げる通知書とする。

1 条例第15条第1項の規定により個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合	個人情報開示決定通知書（第2号様式）
2 条例第15条第1項の規定により個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合	個人情報一部開示決定通知書（第3号様式）
3 条例第15条第1項の規定により個人情報の全部を開示しない旨の決定（条例第20条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報記録された公文書を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	個人情報非開示決定通知書（第4号様式）

- 2 条例第15条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（個人情報開示請求）（第5号様式）とする。
- 3 条例第15条第6項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、当該開示請求者以外のものに係る情報の内容その他必要な事項とする。
- 4 市長は、条例第15条第6項の規定により開示請求者以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第6号様式）により通知するものとする。
- 5 市長は、条例第15条第7項に規定する反対意見書が提出された場合において、当該反対意見書に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書（第7号様式）により反対意見書を提出したものに通知するものとする。

（未成年者の確認書の提出）

第5条 市長は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、当該未成年者が満15歳に達しているときは、開示請求にかかる個人情報が、条例第17条第2号の規定に該当するかどうかの判断に当たり、当該未成年者に開示についての確認書（第8号様式）の提出を求めることができる。

（個人情報訂正請求書の提出）

第6条 条例第22条第1項の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、個人情報訂正請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（個人情報訂正請求者の確認等）

第7条 条例第22条第3項において準用する条例第14条第2項に規定する書類については、第3条の規定を準用する。

- 2 市長は、訂正請求に係る個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

（個人情報訂正決定通知書等）

第8条 条例第23条第2項に規定する書面は、個人情報訂正決定通知書（第10号様式）とする。

- 2 条例第23条第3項に規定する書面は、個人情報非訂正決定通知書（第11号様式）とする。
- 3 条例第23条第5項において準用する条例第15条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（個人情報訂正請求）（第12号様式）とする。

（個人情報利用中止請求書の提出及び個人情報利用中止決定通知書等）

第8条の2 条例第25条第1項の規定に基づき利用の中止請求等をしようとする者は、個人情報利用中止請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第25条第2項において準用する条例第14条第2項に規定する書類については、第3条の規定を準用する。

3 条例第27条第2項に規定する書面は、個人情報利用中止決定通知書（第14号様式）とする。

4 条例第27条第3項に規定する書面は、個人情報利用非中止決定通知書（第15号様式）とする。

5 条例第27条第5項において準用する条例第15条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（個人情報利用中止請求）（第16号様式）とする。

（個人情報取扱に係る苦情の申出書等）

第9条 条例第29条第1項の規定による申出をする者は、個人情報取扱に係る苦情申出書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第29条第2項の規定により通知する場合は、個人情報取扱調査結果通知書（第18号様式）によってするものとする。

（審査会に諮問した旨の通知）

第10条 市長は、条例第31条の規定により通知する場合は、審査会諮問通知書（第19号様式）によってするものとする。

（審査会への提出資料等の閲覧）

第11条 条例第36条第2項の規定に基づき、東久留米市個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を請求しようとするものは、審査会提出資料等閲覧請求書（第20号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧の許諾を決定し、審査会提出資料等閲覧承諾通知書（第21号様式）、審査会提出資料等閲覧一部承諾通知書（第22号様式）又は審査会提出資料等閲覧拒否通知書（第23号様式）により、当該閲覧請求書を提出したものに通知するものとする。

（市長が定める法人の告示）

第12条 市長は、条例第40条の規定により東久留米市が出資その他財政支出等を行う法人のうち実施機関が定める法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示しなければならない。

（運用状況の公表）

第13条 市長は、個人情報保護制度の運用状況を東久留米市の発行する広報紙に掲載することにより公表する。

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

様式（省略）